

平成 24 年度税制改正大綱
【関連部分抜粋】

平成 23 年 12 月 10 日

閣議決定

第2章 平成24年度における主な取組み

3. 法人課税

歴史的な水準の円高等を背景に産業空洞化が懸念される中、国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡充を図っていくこと、また、東日本大震災からの復興を着実に達成し、これを我が国全体の経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。法人税については、こうした観点から、以下の措置を講じることとします。

(2) 復興の支援

復興支援については、これまで震災税特法¹第1弾及び第2弾において、復興特別区域制度に係る新規立地新設企業を5年間無税とする措置など、大胆な措置を講じることとしました。

他方、原子力発電所の事故については、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性を持っています。政府は原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案（仮称）を策定することとしております。これに伴い、復興特区税制について、福島県に設置される復興産業集積区域に係る特例を設けるとともに、避難解除区域へ復旧する事業者を支援するための措置を講じます。

また、二重ローン問題を解決するために設置される東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の被災事業者支援スキームが円滑に行われるよう必要な税制上の措置を講じます。

東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要があります。このため、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行います。

9. 地域主権改革と地方税制

(3) 復興の支援

地方税については、三度にわたり地方税法の改正を行い、様々な復旧・復興支援策を講じてきました。特に固定資産税に係る税制上の措置については、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対

¹ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）

する課税免除等の措置を講じています。

また、福島復興再生特別措置法案（仮称）の策定に伴って、避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を平成 25 年度以降も継続するとともに、課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置を、原則 3 年度分までの措置とします。

さらに、福島県内の地方公共団体が認定復興推進計画に記載された復興産業集積区域内において、指定を受けた法人等に対して、地方税法第 6 条の規定に基づき、当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合には、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じます。

東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要があります。このため、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行います。

第 3 章 平成 24 年度税制改正

2. 資産課税

（2）復興支援措置

〔地方税〕

（新設）

〈固定資産税・都市計画税〉

- ① 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち、各年度において市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を免除する措置について、平成 25 年度以後当分の間の措置とします（現行平成 23 年度及び平成 24 年度のみ）。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る前年度の課税免除の対象区域であって新たに課

税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、次の措置を講じます。

- イ 減額対象期間を課税免除の対象外となってから原則3年度分（現行単年度分）とします。
- ロ 平成25年度以後当分の間、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とします（現行平成24年度のみ）。

3. 法人課税

（4）復興支援措置

〔国税〕

（新設）

① 原子力災害からの復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます（所得税についても同様とします。）。

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、これに基づき適用することができることとします。この場合における次の(イ)の措置については、平成28年3月31日まで即時償却ができることとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度

(ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

ロ 避難解除区域に係る措置

(イ) 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとします。

（注1）被災事業者とは、平成23年3月11日において避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。

（注2）避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域をいいます。

（注3）福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日前に避難対象区域の設定を解除された地域については、福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日から同日以後5年を経過する日までの間の措置とします。

（注4）建物等には、社宅等の用に供するものを含みます。

(ロ) 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができ

ることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は、当期の法人税額の20%とします。

なお、上記(イ)の制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

(注) 被災雇用者等とは、次の者をいいます。

- ① 平成23年3月11日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点において避難対象区域内に居住していた者

〔地方税〕

(新設)

① 原子力災害からの復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます。

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができることとされる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における法人税の措置を法人住民税及び法人事業税に適用します。この場合における次の(ハ)の措置のうち開発研究用資産の減価償却費を特別試験研究費として取り扱う措置については中小企業者等に適用することとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（平成28年3月31日まで即時償却ができることとします。）
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度

- (ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度
- ロ 避難解除区域に係る措置
 - (イ) 福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。
 - (ロ) 事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができる法人税の措置を法人住民税に適用します。